

令和元年度「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況」 の点検・評価について

1 点検・評価の根拠

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成20年4月施行）により、下記事項が規定された。（第26条）
 - ・ 教育委員会が自らの権限に属する事務の管理・執行状況について、毎年度、点検・評価すること。
 - ・ その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表すること。
 - ・ 点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ること。

2 点検・評価の対象

- 令和元年度における教育委員会の活動状況
- 県教育委員会が「第6次山形県教育振興計画」に基づき令和元年度に重点的に取り組んだ事務事業

3 学識経験者の知見の活用

- 学識経験者等で構成する「山形県教育懇話会」において意見聴取を行う。

4 今後の点検・評価の予定

- 教育委員会において、報告書を決議し、県議会に提出
- 県のホームページにより公表